

(趣旨)

第1条 この規則は、東久留米市個人情報保護条例（平成17年東久留米市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第5条第1項第6号の東久留米市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報の主な収集先
- (4) 個人情報の経常的な目的外利用・提供先

(個人情報取扱事務の開始、変更又は廃止の届出)

第3条 条例第5条第1項又は第3項の個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、個人情報取扱事務届出書により行うものとする。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。